

令和 9 年度高知県公立学校主幹教諭及び指導教諭任用候補者選考審査取扱要項

1 目的

この選考審査は、令和 9 年度の高知県公立小学校及び中学校（義務教育学校及び高知市立高知特別支援学校を含む。以下「小・中学校」という。）並びに高知県立学校（高知商業高等学校定時制を含む。以下「県立学校」という。）の主幹教諭及び指導教諭の任用候補者を選考することを目的とする。

2 選考審査の対象者

高知県教育委員会が任命権者として採用した公立学校教職員（再任用職員及び臨時職員を除く）のうち、受審年度末で次の(1) (2)のいずれにも該当する者

(1) 対象となる条件

職種	年齢※ 1	教諭職務歴	必要となる教員免許状※ 2
主幹教諭	小・中学校 36 歳以上	5 年以上	教諭・養護教諭・栄養教諭
指導教諭	県立学校 41 歳以上		教諭

※ 1 中堅教員研修（10年次研修）を修了した者は年齢を不問とする

※ 2 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）による普通免許状

(2) 対象者の区分（①②いずれかに該当する者）

① 学校に勤務する者

- ・ 高知県内の公立学校又は国立大学法人高知大学の附属学校園の教諭

※ 県外人事交流中や在外教育施設派遣中の者も含む

② 学校以外に勤務する者

- ・ 高知県教育委員会の事務局及び教育機関に勤務する者
- ・ 高知県本庁・出先機関及び知事所管団体に勤務する者
- ・ 高知県内の市町村（学校組合）教育委員会の事務局及び教育機関に勤務する者
- ・ 文部科学省所管の独立行政法人及びその設置施設（例：国立室戸青少年自然の家）に勤務する者

3 選考審査の区分

選考審査は、「志願制」及び「推薦制」によるものとする。

4 出願手続等

1 志願制

- (1) 選考審査への出願は、小・中学校又は県立学校のいずれか一つに出願し、出願に当たっては、「選考審査願書」を令和 8 年 9 月 30 日（水）までに所属長へ提出する。

なお、現在任用候補者名簿に登録されている者は、本年度実施の当該審査への出願は要しない。

- (2) 願書等の提出を受けた所属長は、「評価書」を作成し、市町村立学校においては所管の市町村（学校組合）教育長が定める期限までに市町村（学校組合）教育長へ提出する。

県立学校においては令和 8 年 10 月 30 日（金）必着で高知県教育委員会事務局教職員・福利課長に提出する。

- (3) 所属長より「選考審査願書」及び「評価書」の提出を受けた市町村（学校組合）教育長は「評価書」を作成し、全ての書類を令和 8 年 10 月 30 日（金）必着で高知県教育委員会事務局教職員・福利課長に提出する。

2 推薦制（主幹教諭のみ）

市町村（学校組合）教育長、小中学校長、県立学校長及び国立大学法人高知大学の附属学校園長並びに教育事務所長、高知県教育委員会事務局の人事主管課長及び各課長は、主幹教諭としてふさわしい者を高知県教育長に推薦する。

(1) 市町村（学校組合）教育長による推薦

- ① 「推薦書」を作成し、被推薦者の所属する所属長に対して期日を定めて「評価書」の作成を依頼する。
- ② 所属長より提出された「評価書」及び作成した「推薦書」を令和8年10月30日（金）必着で高知県教育委員会事務局教職員・福利課長に提出する。

(2) 市町村立学校長、県立学校長及び国立大学法人高知大学の附属学校園長による推薦

- ① 「推薦書」を作成し、市町村立学校においては所管の市町村（学校組合）教育長が定める期限までに市町村（学校組合）教育長へ提出する。
県立学校及び国立大学法人高知大学の附属学校園長においては令和8年10月30日（金）必着で高知県教育委員会事務局教職員・福利課長に提出する。
- ② 所属長より「推薦書」の提出を受けた市町村（学校組合）教育長は「評価書」を作成し、全ての書類を令和8年10月30日（金）必着で高知県教育委員会事務局教職員・福利課長に提出する。

(3) 教育事務所長、高知県教育委員会事務局の人事主管課長及び各課長による推薦

- ① 「推薦書」を作成し令和8年10月16日（金）までに、高知県教育委員会事務局教職員・福利課長に提出する。
- ② 「推薦書」の提出を受けた教職員・福利課長は、被推薦者の所属する市町村（学校組合）教育長及び所属長に「評価書」の作成を依頼する。（県立学校職員の場合は所属長のみ）
- ③ 依頼を受けた市町村（学校組合）教育長及び所属長は、「評価書」を作成し、令和8年10月30日（金）必着で高知県教育委員会事務局教職員・福利課長に提出する。

5 選考審査

選考審査は、評価書の評価及び勤務実績等により総合的に行い、任用候補者名簿に登載される者（以下「任用候補者名簿登載者」という。）を決定する。

6 名簿登載通知

任用候補者名簿登載者には名簿登載通知を行う。

※審査結果の有効期間

本年度実施の選考審査における任用候補者名簿登載者のうち、任用されなかった者の審査結果は、当該選考年度の翌年度3月末日まで有効とする。

（該当者については、当該選考年度及び翌年度に実施される同一審査への出願は要しない。）

7 教頭への任用の特例

主幹教諭に任用された場合、1年以上の勤務を経て、以後教頭任用の資格を有するものとなる。その後の教頭任用に当たっては、評価書、人事評価等による総合的な選考を行い、任用の判断を行う。